



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県議会定例会の招集（財政課） 1
- 土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課） 1
- 歳入の収納の事務の委託（中小企業支援課） 2
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・6件（建築指導課） 2
- 開発行為に関する工事の完了・8件（南部土木事務所） 4

監査委員事項

- 定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査結果報告に基づく改善措置状況の通知に係る事項の公表 6

収用委員会事項

- 公示送達 29

告 示

沖縄県告示第359号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成27年第2回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年6月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 招集の期日 平成27年6月16日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市山城土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成27年6月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
仲門義光	糸満市字山城107番地
仲門用孝	糸満市字山城145番地
仲門光則	糸満市字山城185番地の3
仲門勘次郎	糸満市字糸満2432番地の3
仲門光春	糸満市字米須825番地県営米須団地3号棟203号

沖縄県告示第361号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成27年6月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 平成27年度旧中小企業設備近代化資金貸付金の元金償還金及び平成27年度中小企業高度化資金貸付金の元金償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

沖縄県告示第362号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年6月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 基本測量を実施する地域 石垣市及び竹富町
- 2 基本測量を実施する期間 平成27年6月29日から同年7月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（オルソ作成）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年5月29日 沖縄県指令土第769号、平成27年1月5日 沖縄県指令土第2号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市仲西三丁目244番ほか5筆（1工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事 翁長雄志
- 5 検査済証番号 平成27年5月18日 第4212号
- 6 工事完了年月日 平成27年4月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年12月5日 沖縄県指令土第1264号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地神嘗327番ほか2筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 種類 道路及び避難通路

(2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市喜仲一丁目7番14号 つばさ総合企画有限会社 代表取締役 諸橋勲男

5 検査済証番号 平成27年5月26日 第4214号

6 工事完了年月日 平成27年4月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年1月23日 沖縄県指令土第34号、平成27年4月27日 沖縄県指令土第541号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小那覇1594番2ほか7筆及び中城村字伊集185番3ほか7筆

3 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 種類 里道

(2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字伊集208番地 社会医療法人かりゆし会 理事長 安里哲好

5 検査済証番号 平成27年5月26日 第4215号

6 工事完了年月日 平成27年5月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年3月7日 沖縄県指令土第183号、平成27年3月25日 沖縄県指令土第463号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市字登川1420番ほか23筆（1工区）

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字豊崎3番地68 沖縄日野自動車株式会社 代表取締役 福里浩介

5 検査済証番号 平成27年5月28日 第4216号

6 工事完了年月日 平成27年4月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年8月11日 沖縄県指令土第944号

2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋185番

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市繁多川4丁目11番4号 比嘉清

- 5 検査済証番号 平成27年5月28日 第4217号
- 6 工事完了年月日 平成27年5月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年4月17日 沖縄県指令土第676号、平成27年2月19日 沖縄県指令土第134号（変更）、平成27年5月20日 沖縄県指令土第560号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字豊見城勢理客原601番ほか74筆（3工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字翁長854番地1 豊見城市長 宜保晴毅
- 5 検査済証番号 平成27年5月28日 第4218号
- 6 工事完了年月日 平成27年4月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月9日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年5月9日 沖縄県指令南土第549号、平成26年7月9日 沖縄県指令南土第747号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間21番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原110番地3 アイニティ2-B 花俣良太
- 5 検査済証番号 平成27年4月16日 N第568号
- 6 工事完了年月日 平成27年3月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月9日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月21日 沖縄県指令南土第1282号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根214番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字与根114番地 赤嶺悟
- 5 検査済証番号 平成27年4月22日 N第569号
- 6 工事完了年月日 平成27年3月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月9日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年9月10日 沖縄県指令南土第967号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字嘉敷東原478番17及び478番19
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字真玉橋129番地2 ハイム真玉橋206号 黒田雅彦、豊見城市字真玉橋129番地2 ハイム真玉橋206号 黒田菊美

- 5 検査済証番号 平成27年4月23日 N第570号
- 6 工事完了年月日 平成27年4月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月9日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年9月30日 沖縄県指令南土第1047号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根橋口原673番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長231番地澄荘302号 知名定信
- 5 検査済証番号 平成27年4月27日 N第571号
- 6 工事完了年月日 平成27年4月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月9日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年6月16日 沖縄県指令南土第655号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城当川原414番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川211番地1 SHALEM新川B303号 屋宜宣輝
- 5 検査済証番号 平成27年4月30日 N第572号
- 6 工事完了年月日 平成27年4月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月9日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年4月17日 沖縄県指令南土第480号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城446番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮城313番地 與那嶺弘子
- 5 検査済証番号 平成27年5月12日 N第573号
- 6 工事完了年月日 平成27年4月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月9日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年3月31日 沖縄県指令南土第435号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平東風平原371番4、375番1及び375番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原142番地3 OHANAPROSPER202号 石川桂一
- 5 検査済証番号 平成27年5月12日 N第574号
- 6 工事完了年月日 平成27年4月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年6月9日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年7月4日 沖縄県指令南土第888号、平成26年6月20日 沖縄県指令南土第702号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯88番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平1429番地2 メゾンアンデス3-D 神谷学
- 5 検査済証番号 平成27年5月12日 N第575号
- 6 工事完了年月日 平成27年4月22日

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第6号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から平成27年5月14日付けで通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年6月9日

沖縄県監査委員	知 念 建 次
沖縄県監査委員	押 鐘 博 子
沖縄県監査委員	仲 田 弘 毅
沖縄県監査委員	渡 久 地 修

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

<財務・事務に関する事項>

（平成21年度監査結果報告分）

1 債権債務関係の整理が必要なもの

(1) 指摘の内容

高齢者居室整備資金貸付金について、県、財団法人沖縄県老人クラブ連合会及び借受人の債権債務関係が不明確であるので、債権債務関係を早急に明確にする必要がある。

（福祉保健部高齢者福祉介護課）

(2) 講じた措置の内容

高齢者居室整備資金貸付金について、公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会と債権譲渡契約書及び沖縄県高齢者居室整備貸付委託契約書解約合意書を締結し、県の債権であると確定した。

2 貸借対照表等について修正を要するもの

(1) 指摘の内容

貸借対照表の「未収金」の金額が、関係台帳等の金額と一致していなかった。原因を確認し適正に修正する必要がある。

（病院事業局県立病院課）

(2) 講じた措置の内容

貸借対照表と関係台帳等の金額が一致していなかったものについては、平成18年度に旧南部病院から引き継いだ過年度医業未収金であり、平成23年5月31日付けで不一致額108,400円については、過年度損益修正損の処理を行った。

（平成22年度監査結果報告分）

1 システムの改善を求めるもの

(1) 指摘の内容

平成22年度の文書管理システムについては、運用保守管理業務委託料17,248,350円を支出しているにもかかわらず、システムを利用した電子決裁率は、全体で18.8%と低率となっている。運用状況を

分析し、システムの見直しを含めた対策を講じる必要がある。

(総務部総務私学課)

(2) 講じた措置の内容

従来の文書管理システムの機能及び運用を見直し、平成27年3月から沖縄県文書管理システムを稼働した。利用が低迷していた電子決裁機能は削除し、紙決裁のみの運用とした。

2 公有財産の有効活用に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

北部工業高校との統合により平成19年4月から未利用となっている名護商業高校跡地については、警備委託費などの管理費を年間300万円余り支払っており、早期に利活用を検討する必要がある。

(教育庁施設課)

(2) 講じた措置の内容

平成26年度に、行政財産の用途を廃止し普通財産として管財課へ引継ぎを行った。

3 長期継続契約等で契約すべきもの

(1) 指摘の内容

翌年度以降にわたり公用車両やパーソナルコンピュータ等の賃貸借を行う場合は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき長期継続契約として賃貸借契約を締結するか、債務負担行為により複数年の契約をする必要があるが、覚書等により長期にわたる賃貸借契約となっており、適切な事務処理となっていなかった。

今後は、翌年度以降にわたる契約を締結する場合において、条例に基づく長期継続契約の締結か、債務負担行為による複数年の契約を締結する必要がある。

なお、長期継続契約に当たっては、契約期間の総額で積算した予定価格により、財務規則に基づいた入札等の方法で、契約を締結する必要がある。

(病院事業局南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

平成26年度契約から沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正に契約を締結している。

(平成23年度監査結果報告分)

1 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

警備委託契約について、最低賃金が遵守されているか等を確認する必要があるため予算執行に当たって、積算内訳を作成する必要があるが、作成されていなかった。

(福祉保健部中央児童相談所)

(2) 講じた措置の内容

平成27年度の委託契約について、最低賃金等が遵守されるよう積算を行うとともに、最低制限価格を設定した。

(平成24年度監査結果報告分)

1 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの<各部局共通>

(1) 指摘の内容

施設使用前に証紙により納付させなければならない使用料を、施設使用後に納めさせていたもの
(農林水産部北部農林水産振興センター農業水産整備課)

(2) 講じた措置の内容

平成26年度の漁港施設使用料については、台風、しけ等緊急避難の利用等の例外を除き、すべて使用前に納めさせた。

2 消防法に基づく防火管理体制等が適正でなかったもの<各部局共通>

(1) 指摘の内容

消防法に基づく防火管理体制等が適正でないものが次のとおりあった。

非特定用途防火対象物に該当する施設については、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練(年1回)を実施しなければならないが、実施していないもの

ア 福祉保健部(身体障害者更生相談所)

イ 農林水産部(水産海洋技術センター石垣支所)

(2) 講じた措置の内容

- ア 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を平成27年2月10日に実施した。
イ 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を平成26年9月26日に実施した。

3 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

長期継続契約による公用車の賃貸借契約（執行予定額814,275円）について、入札に付すべきであるが、随意契約となっていた。（福祉保健部南部福祉保健所）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき適正な事務処理に努めている。

4 現金の取扱いが適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 出納機関が収納した現金は、指定金融機関等に速やかに払い込まなければならない。しかし、平成24年12月28日から平成25年3月10日までの現金収納分567,159円が、平成25年3月11日に金融機関に払い込まれていた。（農林水産部農業研究センター）

イ 県等主催イベントに出店して生産物を販売しているが、出納員でない職員が現金を取り扱っていた。（農林水産部農業大学校）

(2) 講じた措置の内容

ア 平成26年度からは、沖縄県財務規則に基づき収納した現金については速やかに指定金融機関に払い込んでいる。

イ 平成26年度からは、臨時出納員を任命し、イベント時の生産物販売の現金収納を行った。

5 指定管理料の積算が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

県有施設内で指定管理者が自動販売機を設置して収入を得る場合には、その収入を指定管理料に反映させなければならないが、反映させていなかった。

（文化観光スポーツ部観光振興課）

(2) 講じた改善措置の内容

平成27年度からの指定管理期間に係る指定管理料の算定にあたっては、自動販売機収入を指定管理料に反映させている。

（平成25年度定期監査結果報告分）

【各部局共通】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

支出負担行為に係る事務が適正でないものが次のとおりあった。

ア 請負契約又は購入契約について支出負担行為を整理する時期は、契約を締結するときとしているが、契約期間終了後、納品後等に契約締結日に遡って整理していたもの

- ・知事公室（秘書課）
- ・総務部（行政管理課、自動車税事務所、八重山事務所総務課）
- ・子ども生活福祉部（宮古福祉保健所）
- ・保健医療部（衛生環境研究所）
- ・商工労働部（企業立地推進課）
- ・土木建築部（都市計画・モノレール課、八重山土木事務所）
- ・教育庁（県立学校教育課）

イ 請負契約について支出負担行為を整理する時期は、契約を締結するときとしているが、契約期間中に契約締結日に遡って整理していたもの

- ・子ども生活福祉部（福祉政策課、子育て支援課）
- ・農林水産部（農業研究センター、水産海洋技術センター）
- ・商工労働部（産業政策課）

ウ 部局においては、100万円以上の委託料又は補助金の支出負担行為をしようとするときは、事前

に出納機関に合議しなければならないが、合議していなかったもの

- ・子ども生活福祉部（福祉政策課、青少年・子ども家庭課）
- ・商工労働部（国際物流商業課）

○ 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき契約を締結するときに支出負担行為を整理するとともに、事前の出納機関への合議にも留意し、適正な事務処理に努めている。

(2) 支払遅延により不経済支出となっていたもの

早取期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅取加算額が生じ、不経済な支出となっているものが次のとおりあった。

- ・農林水産部（北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 4,344円）
- ・商工労働部（工芸振興センター 7,666円）
- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター 2件合計2,999円）
- ・教育庁（泊高等学校 23,303円）
- ・警察本部（与那原警察署 27,171円、浦添警察署 237円、宮古島警察署 27,093円）

○ 講じた改善措置の内容

指摘後、複数による支払期日の確認等に留意し、適切な事務処理に努めている。

(3) 物品の購入が適正でなかったもの

長期継続契約で購入が認められていない携帯電話等の物品を、長期継続契約で購入しているものが次のとおりあった。

- ・知事公室（広報交流課）
- ・農林水産部（水産課）
- ・商工労働部（国際物流商業課）
- ・病院事業局（北部病院、宮古病院、八重山病院）
- ・警察本部（捜査第一課）

○ 講じた改善措置の内容

指摘後、端末代金を一括にて支払った。今後は、沖縄県財務規則等に基づき適正な契約事務に努める。

[財 産]

(1) 公用車等の亡失損傷報告書を提出していなかったもの

公用車等を亡失損傷したときは、亡失損傷報告書を知事へ提出する必要があるが、提出していないものが次のとおりあった。

- ・総務部（東京事務所）
- ・環境部（動物愛護管理センター）
- ・文化観光スポーツ部（博物館・美術館）
- ・教育庁（施設課、学校人事課、文化財課）

○ 講じた改善措置の内容

指摘後、亡失損傷報告書を提出した。今後は、沖縄県財務規則に基づき適切な事務処理に努める。

2 事務に関する事項

[防火管理体制]

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

消防法に基づく防火管理体制が適正でないものが次のとおりあった。

ア 非特定用途防火対象物に該当する施設については、防火管理者を選任し、届出しなければならないが、選任及び届出をしていなかったもの

- ・農林水産部（病虫害防除技術センター）
- ・商工労働部（工芸振興センター）

イ 非特定用途防火対象物に該当する施設については、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練（年1回）を実施しなければならないが、実施していなかったもの

- ・子ども生活福祉部（身体障害者更生相談所）

- ・農林水産部（病虫害防除技術センター）
- ・商工労働部（工芸振興センター）
- ウ 特別支援学校、病院、卸売市場等の特定用途防火対象物に該当する施設については、年2回以上消火及び避難訓練を実施しなければならないが、年1回も実施していなかったもの
 - ・教育庁（泡瀬特別支援学校）
- エ 特別支援学校、病院、卸売市場等の特定用途防火対象物に該当する施設については、年2回以上消火及び避難訓練を実施しなければならないが、年1回しか実施していなかったもの
 - ・子ども生活福祉部（中央児童相談所）
 - ・保健医療部（総合精神保健福祉センター）
 - ・農林水産部（中央卸売市場）

○ 講じた改善措置の内容

指摘後、防火管理者の選任、届出並びに消火、通報及び避難訓練について消防法、消防計画に基づき実施した。

【総務部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

ア 県税		(円、%)				
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
平成25年度	97,620,257,751	94,958,333,886	325,549,059	2,488,568,214	97.3	
平成24年度	97,641,297,698	94,496,653,552	490,418,248	2,834,393,760	96.8	
対前年度比	99.08	100.49	66.4	87.8	—	
(税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)						
事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率			
イ 土地貸付料	69,277,624円	8.5%	△5.8%	(管財課)		
ウ 所有者不明土地 貸付料	9,567,682円	33.2%	3.1%	(管財課)		

(2) 講じた改善措置の内容

ア 県税収入未済額の約76%を占める個人県民税と約11%を占める自動車税について、以下のとおり徴収対策を実施し、収入未済額の縮減に努めている。

個人県民税の徴収対策

- (7) 各県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会をとおして市町村との相互において緊密な連携を図る。
- (4) 県税事務所として援助が必要と思われる市町村については、県職員を併任発令（平成19年度以降）、実務研修生の受入れ（平成21年度以降）、地方税法第48条の規定に基づく直接徴収（平成17年度以降）、共同催告を実施している。
- (7) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、特別徴収制度の適正実施の促進を図る。
- (5) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や事例研究会を開催して、知識の蓄積に努めている。

自動車税の徴収対策

- (7) 納期内納付促進のための広報活動を展開している。
- (4) コンビニ納付（平成19年度以降）、郵便局納付（平成22年度以降）、クレジット納付（平成25年度以降）を実施して納税機会の確保及び納税者の利便性の向上を図っている。
- (7) 徹底した財産調査、差押え、タイヤロック、ミラーズロックの実施などあらゆる徴収対策を講じている。

イ 土地貸付料については、引き続き債権回収会社へ委託し、徴収の強化を図るとともに、随時、電

話督促及び納入指導を行った。徴収困難な事案については、滞納督促集中期間を設定し、夜間の電話による督促及び納入指導を行った。長期高額滞納者については、呼び出しによる個別面談や家庭訪問を行い、督促納入指導を行った。無資力等で納付困難な事案については、計画的な支払いができるように履行延期の相談を行った。

その結果、平成27年3月31日時点で、10,111,444円を回収した。

ウ 所有者不明土地貸付料については、所有者不明土地貸付料滞納整理事務処理要綱に基づき、督促状の発送、滞納者への自宅訪問及び電話による督促を実施した。

その結果、平成27年3月31日時点で、1,029,046円を回収した。

2 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、33,480円の過払いとなっていた。
(職員厚生課)

イ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当及び特勤手当の合計で199,160円の過払いとなっていた。
(宮古事務所総務課)

ウ 期末手当の支給に当たって、病気休暇期間を誤って在職期間から除算したため、122,304円の不足払いとなっていた。
(那覇県税事務所)

エ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間の算定を誤ったため、職員Aについて30,695円、職員Bについて61,683円の不足払いとなっていた。

(那覇県税事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

勤勉手当、扶養手当、期末手当及び特勤手当の過払い並びに期末手当及び勤勉手当の不足払いについては、返納及び支給の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正に事務処理に努めている。

3 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 文書のデジタル化業務委託契約において、同実績報告書の検収が十分でなかったため、旅費、使用料に二重に消費税等を加算したものを実績として受理し、支出が過大となっていた。

(総務私学課)

イ 自動車納税通知書等作成業務の委託契約において、新たに追加したチラシの作成等について、変更契約を締結していなかった。

(税務課)

ウ 自動車税の収納事務委託契約について、正式な見積書を徴取せず、契約年度開始前に徴取した参考見積書をもって契約を締結していた。

(税務課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、事業者から過払い分について返納を受けた。

イ 指摘後、委託業務内容に基づき適正な契約を締結した。

ウ 指摘後、複数の職員による確認を行い適正な契約事務に努めている。

4 切手の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

切手について、受払簿の残枚数より実際の残枚数が274枚、合計21,438円分多く、管理が適正に行われていなかった。

(宮古事務所県税課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、切手管理担当者が郵便切手出納簿により適切な管理に努めている。

5 証紙の消印等が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

特定計量器の検定手数料等の手続において、申請書等に貼付している証紙の消印及び証紙収納簿の様式が、沖縄県証紙条例施行規則に定めるものとなっていなかった。

(宮古事務所総務課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県証紙条例施行規則に基づき、指定様式により消印及び証紙収納簿を整理し適正な処理に努めている。

【企画部】

1 その他収入事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

科学技術系人材育成システム構築事業（総事業費69,467,063円）に係る国庫補助金の申請に当たって、貸金職員の有給休暇時の通勤費用相当額について算定を誤ったことにより、3,035円過小に請求していた。

(科学技術振興課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、国庫補助金請求に当たっては、複数の職員による確認を行い適正な処理に努めている。

【子ども生活福祉部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	98,307,431円	44.3%	△15.6%
(福祉政策課、各福祉保健所)			
イ 介護福祉士等修学資金 貸付金元利収入	2,011,000円	97.1%	4.9%
(福祉政策課)			
ウ 高齢者居室整備資金 貸付金	17,999,200円	100.0%	皆増
(高齢者福祉介護課)			
エ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	204,590,446円	60.3%	△26.4%
違約金及び延納利息	2,444,691円	73.9%	△6.0%
(青少年・子ども家庭課、各福祉保健所)			
オ 児童扶養手当返還金	44,181,078円	37.1%	△61.5%
(青少年・子ども家庭課)			
カ 児童福祉施設負担金	39,953,750円	79.2%	5.3%
(青少年・子ども家庭課、障害福祉課、各児童相談所、各福祉保健所)			
キ 特別障害者手当返還金	1,650,240円	84.5%	3.8%
(障害福祉課)			

(2) 講じた改善措置の内容

ア 生活保護費返還金については、各福祉保健所内での関係職員による情報の交換・共有を行い、連携を図りながら、引き続き生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づいた適正な債権管理に努めた結果、平成27年3月31日時点において89,136,499円を回収した。

イ 介護福祉士等修学資金貸付金元利収入については、滞納者及び連帯保証人の所在地を確認し督促状を送付する等、債務者の状況把握及び未収金の縮減に努めた結果、平成27年3月31日時点において、717,992円を回収した。

ウ 高齢者居室整備資金貸付金については、平成26年3月において、公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会から県へ債権譲渡された。今後、各債務者の返済能力や現状を確認したうえで適切な債権管理に努める。

エ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入等については、沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアルに基づく取組や、償還督促月間における集中的な償還指導の実施、貸付時の面談等による償還意識の向上、償還促進対策会議による情報共有、口座振替の推進の他、平成26年度から債権回収会社への未収金回収業務の委託等、滞納長期化の防止及び未収金の回収に努めた結果、平成27年3月31日時点において、貸付金元利収入125,470,346円、違約金及び延納利息1,145,936円を回収した。

オ 児童扶養手当返還金については、市町村と連携し受給者の異動状況等を把握する等により、未然発生防止に努めている。また、滞納者に対しては、「児童扶養手当返還金債権の未然防止について（マニュアル）」に基づき、引き続き督促状の発出を行うとともに、一括納付が困難な滞納者には、分割納付にするなどの対応により未収金の縮減に努めた結果、平成27年3月31日時点において3,000,100円を回収した。

カ 児童福祉施設負担金については、児童福祉施設負担金未収金対策マニュアルに基づき、保護者に対し制度の十分な説明を行い、未収金発生の未然防止に努めるとともに、電話による督促や滞納整理月間による個別訪問の実施による催告、口座振替への推奨を行った結果、平成27年3月31日時点において、8,023,340円を回収した。

また、平成26年度においては、2,211件、11,741,560円について不納欠損処理を行い、収入未済額の整理削減に努めた。

キ 特別障害者手当返還金については、手当受給者及び家族等はその経緯を説明し、納入通知書を送付してその義務について認識させた。また、滞納者に対しては、督促状の送付や電話督促を行うなど未収金縮減に努めた結果、平成27年3月31日時点において、217,000円を回収した。

2 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

証紙により使用料等を納付させる場合は、申請書等を受理したときに消印を押さなければならないが、介護支援専門員資格登録申請等の手続において、消印を押していないものが21件あった。

(高齢者福祉介護課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県証紙条例施行規則に基づき、申請書類を受理したときに消印を押し、適正な事務処理に努めている。

3 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 期末手当の支給に当たって、休職による除算期間の算定を誤ったため、128,303円の不足払いとなっていた。
(中央児童相談所)

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、78,226円の過払いとなっていた。
(身体障害者更生相談所)

(2) 講じた改善措置の内容

期末手当の不足払い分及び勤勉手当の過払い分については、支給及び返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

4 その他支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 郵便物発送のため、切手を資金前渡により購入しているが、127枚、28,940円相当分について、他の事業費で購入した切手で立て替え、郵便物を発送していた。

また、資金前渡の精算をしていなかった。

(高齢者福祉介護課)

イ 嘱託医の報酬の支払いに当たって、復興特別所得税を源泉徴収せずに支払っていた。

(身体障害者更生相談所)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、事業別に切手を分けて管理している。また、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理

に努めている。

イ 復興特別所得税の徴収不足分については、平成26年5月の報酬支給時に徴収した。

5 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

生活保護受給者自立支援業務委託契約における積算に当たって、旅費及び賃借料に二重に消費税を加算して算定していた。

また、同業務の実績報告書についても、同様に消費税を二重加算して算定したものを実績として受理し、支出が過大となっていた。 (八重山福祉保健所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、事業者から過払い分について返納を受けた。

6 物品処分伺いをしていなかったもの

(1) 指摘の内容

ア マイコン心電計等3件(合計7,895,000円)の処分に当たって、物品処分伺いをしなければならぬが、伺いをしていなかった。 (北部福祉保健所)

イ 印刷機等6件(合計1,573,670円)の処分に当たって、物品処分伺いをしなければならぬが、伺いをしていなかった。 (南部福祉保健所)

ウ 業務用食器洗浄機(476,050円)の処分に当たって、物品処分伺いをしなければならぬが、伺いをしていなかった。 (女性相談所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、物品を処分しようとするときは、沖縄県財務規則に基づき物品処分伺いをしている。

【保健医療部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
看護師等修学資金			
貸付金元利収入	10,717,732円	66.1%	6.7%

(保健医療政策課)

(2) 講じた改善措置の内容

看護師等修学資金貸付金元利収入については、滞納者に電話連絡等で納付を求め、新たな長期滞納者が出ないよう努めた。長期滞納者については、電話により滞納状況を説明し、確実に納付するよう呼びかけた結果、平成27年3月31日時点において、2,832,166円を回収した。

2 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、71,548円の過払いとなっていた。 (総合精神保健福祉センター)

イ 住居手当及び通勤手当の支給に当たって、支給開始月を誤ったため、住居手当で24,500円の不足払い、通勤手当で9,500円の過払いとなっていた。 (総合精神保健福祉センター)

(2) 講じた改善措置の内容

勤勉手当及び通勤手当の過払い分並びに住居手当の不足払い分については、返納及び支給の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

3 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

不用備品の廃棄契約（執行予定額689,220円）について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もなされていなかった。（衛生環境研究所）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき、契約書等を作成するよう周知し適正な事務処理に努めている。

【農林水産部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率	
ア 農業改良資金				
貸付金元利収入	466,987,192円	87.9%	△3.0%	
違約金及び延納利息	82,871,368円	95.4%	△0.4%	(農政経済課)
イ 林業改善資金				
貸付金元利収入	43,489,000円	81.0%	△7.6%	
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0%	(森林管理課)
ウ 沿岸漁業改善資金				
貸付金元利収入	51,851,269円	61.3%	△13.8%	
違約金及び延納利息	1,179,026円	33.4%	△41.5%	(水産課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 農業改良資金元利収入等については、滞納者に対して面接を行い、分割償還を促すとともに、債権回収会社を活用するなど回収に努めた結果、平成27年3月31日時点で貸付金元利収入25,861,412円、違約金48,117円を回収した。

イ 林業改善資金貸付金元利収入については、滞納者に対して分割償還を促すとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成27年3月31日時点で、1,942,334円を回収した。

ウ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入等については、滞納者に対して分割償還等の指導や督促を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成27年3月31日時点で、貸付金元利収入2,580,000円、違約金65,000円を回収した。

2 調定事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 生産物売払い代について、平成25年度中に調定及び収納すべきところ、調定が遅延し、平成26年度の事務処理となっていた。（農業研究センター宮古島支所）

イ 生産物売払い代について、平成24年度中に調定及び収納すべきところ、調定が遅延し、平成25年度の事務処理となっていた。（畜産研究センター）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、採用前に臨時的任用職員として勤務していた期間を在職期間に含めなかったため、期末手当と勤勉手当の合計で207,996円の不足払いとなっていた。（農政経済課）

イ 扶養手当の支給に当たって、配偶者が育児休業から復職した際、職員からの届出なしに支給額を改定していた。

また、支給額の改定月を誤ったため、扶養手当と期末手当の合計で30,875円の不足払いとなっていた。

(北部農林水産振興センター農業改良普及課)

ウ 扶養手当の支給に当たって、別居している母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、送金の事実の確認が十分でないままに同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で、職員Aは379,047円、職員Bは415,988円の過払いとなっていた。

(農業研究センター)

エ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で259,675円の過払いとなっていた。

(農業研究センター宮古島支所)

オ 通勤手当の支給に当たって、再任用短時間勤務職員の平均1か月当たりの通勤所要回数が10回以上の場合は満額支給すべきところ、100分の50を減額したため、33,000円の不足払いとなっていた。

(病虫害防除技術センター)

(2) 講じた改善措置の内容

期末手当、勤勉手当、扶養手当及び通勤手当の不足払い並びに扶養手当及び期末手当の過払い分については、支給及び返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

4 その他支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

個人事業者に委託した工事監理委託業務の支払いに当たって、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収せずに支払っていた。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、所得税法に基づき適正な支出事務に努めている。

5 予定価格調書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

電気工作物保安管理業務委託契約（執行予定額1,587,600円）について、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

(農業研究センター)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な処理に努めている。

6 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 執行予定額100万円以上である同種の2件の調査委託業務において、一方は指名競争入札とし、他方は随意契約としていた。

(農林水産総務課)

イ 長期継続契約によるシステムの賃貸借契約（執行予定額941,220円）について、入札に付すべきであるが、随意契約となっていた。

(宮古農林水産振興センター農林水産整備課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、指名競争入札により入札を実施した。

イ 指摘後、複数職員による確認を行い、適正な事務処理に努めている。

7 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

施設工事に係る入札において、A社から委任された者の、記名押印がない入札書を有効なものとしていた。なお、A社は落札していなかった。

(農業研究センター)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、チェック体制を強化し再発防止に努めている。

8 工事に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

豚舎改修工事（執行予定額11,000,000円）について、予定価格を定める際に設計書等を作成しなければならないが作成せず、令達額をもって予定価格としていた。

(家畜改良センター)

- (2) 講じた改善措置の内容
指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な処理に努めている。

9 財産の管理が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容
備品を取得した際は備品台帳に登録しなければならないが衛星電話一式(807,712円)について、登録していなかった。
(水産課)
- (2) 講じた改善措置の内容
指摘後、物品登録の手続を行った。今後は、沖縄県財務規則等に基づき、適正な処理に努める。

10 所管換えの事務手続が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容
生産物の管理を移し換える場合は所管換えをする必要があるが、所管換えの事務手続をしていなかった。
(畜産研究センター)
- (2) 講じた改善措置の内容
指摘後、所管換えの手続を行った。今後は、沖縄県財務規則等に基づき、適正な処理に努める。

11 公用車の利活用が図られていなかったもの

- (1) 指摘の内容
公用車の年間稼働日数(28日、44日)が少なく、利活用が図られていないものが2台あった。
(南部農林土木事務所)
- (2) 講じた改善措置の内容
指摘後、公用車の有効な利活用に努めるよう職員への周知を行った結果、稼働日数は、それぞれ80日、112日となっている。

【商工労働部】

1 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容
収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率	
ア 小規模企業者等設備導入資金				
貸付金元利収入	7,148,830,218円	88.9%	△6.5%	
違約金及び延納利息	50,715,275円	88.1%	△11.9%	(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	46,588,992円	18.3%	3.4%	(企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区 使用料相当損害金等	37,771,636円	93.7%	0.0%	(企業立地推進課)
エ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区 建物使用料	4,025,000円	2.6%	皆増	(企業立地推進課)
オ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区 駐車場使用料	1,218,000円	5.5%	皆増	(企業立地推進課)

- (2) 講じた改善措置の内容
ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入については、債権管理マニュアルに基づき、貸付先の実態に対応した債権管理を行い、引き続き未収金の回収に努めた結果、平成27年3月31日時点で1,073,717,134円を回収した。
また、高度化資金の大型債権の一部について、議会による債権放棄の承認を得て、2,545,972,000円の不納欠損処理を行った。

イ 賃貸工場施設使用料については、沖縄県特別自由貿易地域内工場施設使用料等の滞納事務処理要領に基づき債務者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問等により納付指導を行うとともに、時効が成立している分については、平成26年度において12,920,000円の不納欠損処理を行った。

ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区使用料相当損害金等については、滞納整理事務処理要領に基づき、債務者に対し電話及び訪問を行った。

エ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区建物使用料については、撤退し、破産手続に移行した企業に係るものであり、平成26年度においては破産手続に基づき、356,292円を連帯保証人から回収した。

オ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区駐車場使用料については、撤退し、破産手続に移行した企業に係るものであり、債権者として破産手続に参加し債権管理に努めている。

2 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で569,400円の過払いとなっていた。

(工業技術センター)

(2) 講じた改善措置の内容

扶養手当及び期末手当の過払いについては、返納処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

【文化観光スポーツ部】

1 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

定期演奏会及び定期公演の入場券を販売しているが、出納員でない職員が現金を取り扱っていた。

また、出納機関が収納した現金は、指定金融機関等に速やかに払い込まなければならないが、平成25年10月20日に行われた定期公演の入場料748,000円について同年11月20日に払い込んでいた。

(芸術大学)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき出納員が現金の出納を行い、速やかに指定金融機関へ納入している。

2 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

文化振興に関する業務委託契約において、同実績報告書の検収が十分でなかったため、1泊分の旅費の支出が過払いとなっているものを実績として受理し、支出が過大となっていた。

(文化振興課)

(2) 講じた改善措置の内容

過払金は、平成26年12月に委託業者から県へ返納された。

指摘後、委託費の支払い確認を複数人で行う体制を整え、適正な執行に努めている。

【土木建築部】

1 予算執行が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

携帯電話（1台）について、業務に必要なではない5件の付加機能を契約し、経済性に欠けるものとなっていた。

(建築指導課)

(2) 講じた改善措置の内容

不要と判断された付加機能について、平成26年8月に全て解約した。

2 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っており、前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する	収入未済額の
		収入未済額の割合	対前年度増加率

ア 県営住宅使用料	701,075,919円	12.5%	1.0%	(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	31,196,412円	9.4%	11.1%	(住宅課)

(2) 講じた改善措置の内容

- ア 県営住宅使用料については、滞納者に対して早期に督促を強化しているほか、事情聴取を実施し、状況を把握するとともに各種支援制度を案内し、新たな未収金の発生防止に努めている。また、過年度分については、回収可能な債権と回収困難な債権を整理するため、追跡調査を実施している。
- イ 県営住宅駐車場使用料については、滞納者に対し文書・電話・訪問による督促を強化している、また、滞納者に対しては、使用更新、車両変更等の申請の際、徹底して納付を促している。

3 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

- ア 扶養手当の支給に当たって、別居している父母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、父母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、母の収入の確認が十分でないままに同手当を支給したため、扶養手当、期末手当、特勤手当及び時間外勤務手当の合計で50,289円の過払いとなっていた。

(八重山土木事務所)

- イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、任命権者が異なる前職の在職期間を合算しなかったため、期末手当及び勤勉手当の合計で187,963円の不足払いとなっていた。

(北部土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

扶養手当、期末手当、特勤手当及び時間外手当の過払い並びに期末手当及び勤勉手当の不足払いについては、返納及び支給の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

4 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

同種の消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、19日間で同一業者に7回発注(各100,000円以下、合計628,855円)していた。

(宮古土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、一括購入が可能な消耗品については、相見積を徴取するなど沖縄県財務規則に基づき適正に購入している。

5 公用車の利活用が図られていなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車の年間稼働日数(26日、45日)が少なく、利活用が図られていないものが2台あった。

(南部土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

公用車2台の稼働日数については、新規業務の増や公用車の利活用を図るための周知徹底を行った結果、稼働日数は、それぞれ72日、79日となっている。

【出納事務局】

1 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が30日未満であるにもかかわらず、在職期間から除算したことにより、50,264円の不足払いとなっていた。

(会計課)

(2) 講じた改善措置の内容

勤勉手当の不足払いについては、支給の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

【病院事業局】

1 予算執行伺いをしていなかったもの

(1) 指摘の内容

清掃業務委託及び医事業務請負契約について、予算を執行しようとするときは、予算執行伺いをしなければならないが、伺いをしていなかった。
(中部病院)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、予算を執行するときに予算執行伺いを行うよう、適正な事務処理に努めている。

2 医業未収金の徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

平成25年度末における医業未収金（個人負担分）は1,891,949,029円となっており、前年度末より2,713,075円（1.4%）減少しているが、依然として多額である。

(県立病院課、各県立病院)

(2) 講じた改善措置の内容

医業未収金（個人負担分）の発生防止対策として、メディカルソーシャルワーカー等による納付相談の強化、福祉部門と連携した公費申請等の手続支援や斡旋、クレジットカード決済の拡充、コンビニ払いの導入などを行い、未収金発生の抑止に努めている。

未収金の回収対策として、債務者への訪問督促、未収金回収強化月間の実施、クレジットカード決済の拡充（平成24年度以降）、コンビニ払い（平成24年度以降）の導入、また、一部の病院においては、弁護士事務所へ債権回収業務を委託し未収金の縮減に取り組んでいる。

3 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

医業収益金の保管に当たっては、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、企業出納員等の職員が取り扱わなければならないが、医事業務委託業者が集計し金庫へ保管していた。

(北部病院)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、現金引継マニュアルにより、職員が委託業者から現金の引継を受け、集計して金庫へ保管している。

4 その他収入事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 売店等の使用料については、沖縄県病院事業局固定資産管理規程に基づき、当月の売上高を確定させた後、翌月の15日までに納めなければならないが、年度当初に暫定的に納入させ、年度売上高が確定した翌年に差額を請求し納入させていた。

(精和病院)

イ 売店等の使用料については、沖縄県病院事業局固定資産管理規程に基づき、売上高により算定した額で徴収すべきであるが、売上高の確認を適切に行わず徴収していた。

(八重山病院)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、毎月の売上高を確定させた後、翌月の15日までに納めさせている。

イ 指摘後、売上明細を使用者から提出させ、売上高を確定させた後、納めさせている。

5 手当の認定事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

同じ庁舎内の任命権者を異にして異動してきた職員について、転居等がなく、支給要件の変更がないため、新たな認定は必要ではないと錯誤し、任命権者による認定をしていなかった。また、年度途中の届出に、任命権者の押印が漏れていた。

(県立病院課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、複数でチェックし、沖縄県病院事業企業職員給与規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

6 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 期末手当の支給に当たって、病気休暇期間を誤って在職期間から除算し、また、勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が30日未満であるにもかかわらず、在職期間から除算したことにより、期末手当と勤勉手当の合計で99,626円の不足払いとなっていた。

(県立病院課)

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、34,913円の過払いとなっていた。

(県立病院課)

ウ バス又はモノレール利用者に係る通勤手当の支給に当たって、定期券の金額により認定すべきところ回数券の金額で認定し支給したため、職員Aについて89,584円、職員Bについて58,820円、職員Cについて81,156円、職員Dについて95,304円の過払いとなっていた。

(県立病院課)

エ 期末手当の支給に当たって、基準日に新たに職員となった者は、その日が週休日でも基準日に在職する職員に含まれ、期末手当を支給することができるが、できないものと錯誤したため、職員Aについて285,289円、職員Bについて96,442円の不足払いとなっていた。

(北部病院)

オ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したこと等により、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、職員Aについて68,202円、職員Bについて52,204円、職員Cについて100,318円、職員Dについて92,097円の過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

カ 通勤手当の支給に当たって、通勤距離が5キロメートル未満のところを5キロメートルで認定し支給したため、192,000円の過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

キ 通勤手当の支給に当たって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるため支給対象とならないが、バス等利用による総通勤距離で認定し支給したため、138,108円の過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

ク 期末手当の支給に当たって、採用前に臨時的任用職員として勤務していた期間を在職期間に含めなかったため、76,587円の不足払いとなっていた。

(八重山病院)

(2) 講じた改善措置の内容

期末手当及び勤勉手当の不足払い並びに勤勉手当及び通勤手当の過払いについては、支給及び返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県病院事業企業職員給与規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

7 報酬が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

嘱託員の報酬の支給に当たって、出勤日数等の算定を誤ったため、4名について合計47,762円の過払い、1名について10,080円の不足払いとなっていた。

(県立病院課)

(2) 講じた改善措置の内容

過払いの4名については返納、不足払いの1名については支給の処理を行った。

8 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

切手の購入に当たって、事前に前渡資金を受領することを失念したため、私金で立て替えて購入し、離島診療所へ送付していた。(北部病院)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、切手の在庫を適切に管理し、切手の購入に当たっては、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

9 消耗品・備品等の購入に当たって検査調書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

契約代金が3万円以上の消耗品の給付の完了確認については、検査員は検査調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、検査調書を作成し、適切な事務処理に努めている。

10 その他支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

分析装置保守委託について、本来平成24年度に未払金として計上すべきところを計上しなかったため、平成25年度において過年度損益修正損として処理していた。

(八重山病院)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、計上漏れがないよう各担当者間で連携を強化し、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

11 予定価格調書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 住宅賃貸借契約(執行予定額3,024,000円)において、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。(北部病院)

イ 臨床検査業務委託(執行予定額17,513,628円)において、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。(八重山病院)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、予定価格調書を作成し、適正な事務処理に努めている。

12 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 衣類等賃貸借及び洗濯業務委託契約(14,982,988円)について、覚書により2年にわたる契約としていた。

また、指名競争入札において、再度の入札に付し落札者がいないことにより随意契約をする場合は予定価格を変更できないが、予定価格を上回る金額で契約していた。

(北部病院)

イ 長期継続契約による複写機賃貸借契約(初年度執行予定額3,184,656円)において、予定価格を契約期間の総額で算出せず、予定価格調書も作成していなかった。

また、入札に付すべきであるが、随意契約となっていた。(北部病院)

ウ 消防用等設備点検業務委託及び高圧受変設備点検業務委託において、正式な見積書を徴取せず、契約年度開始前に徴取した参考見積書をもって契約を締結していた。(北部病院)

エ 衣類等賃貸借及び洗濯業務委託契約において、予定価格(46,447,205円)及び契約額(46,447,200円)が、執行予定額(45,005,772円)を上回っていた。

(中部病院)

オ 歯科診療台の購入に当たって、文書による正式な契約を交わさないまま支出していた。

(中部病院)

カ LPガス供給単価契約(執行予定額1,968,330円)について、年度開始前準備行為を行うことのできる契約に該当しないにもかかわらず、年度開始前に予算執行手続を行っていた。

(中部病院)

キ 臨床検査業務委託（執行予定額242,752,000円）において、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。また、支出額（253,123,021円）が執行予定額を上回っていた。

（南部医療センター・こども医療センター）

ク 衣類等洗濯業務委託契約（1,954,890円）について、年度開始前に指名競争入札を実施していた。

また、入札の結果落札者がいないため積算を見直し予定価格を設定したが、再度の入札を実施することなく当初入札の最低価格提示者と随意契約していた。

（精和病院）

ケ 容器の購入に当たって、予算を執行しようとするときは、予算執行伺いをしなければならないが、伺いをしておらず、また、診療材料費で支出すべきであるが委託料で支出していた。

（八重山病院）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等の周知徹底を図り、適正な事務処理に努めている。

13 物品処分伺いをしていなかったもの

(1) 指摘の内容

器械備品67件（固定資産除却費合計3,806,525円）の処分に当たって、物品処分伺いをしなければならないが、伺いをしていなかった。

（中部病院）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、物品を処分しようとするときは、沖縄県病院事業局財務規程に基づき物品処分伺いを行うよう適正な事務処理に努めている。

14 被服等の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県病院事業局被服等貸与規程に基づき沖縄県病院事業局に勤務する医師等に対して被服等を貸与しているが、被服等貸与整理簿を作成していなかった。

（中部病院）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県病院事業局職員被服等貸与規程に基づき、被服等貸与整理簿を作成した。

15 権限を有しない者が専決していたもの

(1) 指摘の内容

公用車の賃貸借契約（長期継続契約）について、年度執行予定額の予算執行伺いの決議は、沖縄県病院事業局事務決裁規程に基づき院長決裁にすべきだが、事務部長決裁としていた。

（中部病院）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、事務部で財務規程等の勉強会を開催し、適正な契約事務に努めている。

16 道路交通法に基づく安全運転管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

一定台数以上の自動車の使用者は、道路交通法に基づき、安全運転管理者を選任し届出しなければならないが、選任及び届出をしていなかった。

（中部病院）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、道路交通法に基づき、安全運転管理者を選任し届出を行った。

【教育庁】

1 予算執行が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

学校のグラウンド整備に係る経費は公費で支出すべきであるが、私費（学校徴収金）で支出していた。

（浦添商業高等学校）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、公費で支出すべきものは、私費（学校徴収金）で支出しないよう、職員全員に周知し、適切な事務処理に努めている。

2 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 生産物の校内販売に当たって、会計管理者の承認を得ていないにもかかわらず、領収証の交付を

省略していた。

(北部農林高等学校)

イ 校外イベントの生産物販売における売上金の収納に当たって、出納員でない職員が現金を取り扱っていた。

(宮古特別支援学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、生産物販売においては、沖縄県財務規則および県立学校実習生産物取扱要領に基づき適正な事務処理を行っている。

3 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、配偶者がいるにもかかわらず配偶者がいない場合の額で認定し支給したため、扶養手当、へき地手当、準へき地手当及び期末手当の合計で43,988円の過払いとなっていた。

(宮古教育事務所)

イ 管理職手当の支給に当たって、私傷病により月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は支給できないが、同手当を支給したため48,870円の過払いとなっていた。

(小禄高等学校)

ウ 通勤手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得した職員の復職後の支給開始時期を誤って支給したため、50,250円の不足払いとなっていた。

(北部農林高等学校)

エ 特地勤務手当に準ずる手当の支給に当たって、支給対象者であったにもかかわらず、給与システムへの入力漏れにより支給しなかったため、150,106円の不足払いとなっていた。

(八重山特別支援学校)

(2) 講じた改善措置の内容

扶養手当、へき地手当、準へき地手当、期末手当及び管理職手当の過払い並びに通勤手当及び特地勤務手当に準ずる手当の不足払いについては、返納及び支給の処理を行った。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

4 消耗品・備品等の購入に当たって検査調書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

契約代金が100万円以上の備品の給付の完了確認については、検査員は検査調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

(宮古高等学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき検査調書を作成し、適正な事務処理に努めている。

5 その他支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

赴任旅費の算定根拠となる水路距離については、沖縄県職員の旅費支給規則に基づき海上保安庁の調べに係る距離表を用いて算定するべきであるが、別資料により算定していた。

(八重山教育事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

赴任旅費の不足払いについては、支給の処理を行った。

指摘後、赴任旅費支給にあたっては沖縄県職員の旅費支給規則に基づき海上保安庁の調べに係る距離表を用いて算定している。

6 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

警備業務委託契約に係る指名競争入札において、再度の入札に付して落札者がいないことにより随意契約(執行予定額12,253,500円)をする場合は、見積書を徴取しなければならないが、徴取していなかった。また、予定価格調書を作成していなかった。

(名護高等学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき適正な事務処理に努めている。

7 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

バックネット撤去工事（執行予定額2,100,000円）とバックネット設置工事（執行予定額441,000円）について、関連工事として一括して競争入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を締結していた。（コザ高等学校）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、合理的かつ効率的な予算執行のため、可能なものについては一括契約を行うよう周知徹底した。

8 任用事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

非常勤講師5人に対し、労働基準法に基づく労働条件通知書を交付していなかった。

（伊良部高等学校）

(2) 講じた改善措置の内容

非常勤講師5人に対し、労働条件通知書を作成し交付した。指摘後、労働基準法等関係規定に基づき適正な事務処理に努めている。

【警察本部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
放置駐車車両違反金	30,639,000円	18.8%	△40.2%

（交通指導課）

(2) 講じた改善措置の内容

放置駐車車両違反金の未回収金対策として、沖縄県警察本部放置違反金債権管理マニュアルにより、滞納者に対し文書や電話、訪問等による督促、催告を行い、応じない者には強制徴収手続を行った結果、平成27年3月31日時点で5,234,000円を回収した。回収分のうち、平成26年度から新たに設置された金銭分任出納員による、窓口での現金徴収額は2,053,000円となっている。

2 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 住居手当の支給に当たって、人事異動の際に、給与システムの支給停止を解除しなかったため、243,000円の不足払いとなっていた。（総務課）

イ 夜間勤務手当の支給に当たって、勤務時間数の算定を誤ったため、職員9名について合計190,841円の不足払いとなっていた。（うるま警察署）

(2) 講じた改善措置の内容

住居手当及び夜間勤務手当の不足払いについては、支給の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

3 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

留置人等賄いに係る契約（執行予定額1,958,712円）において、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

また、見積書を徴取する必要があるが、徴取していなかった。

（石川警察署）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則に基づき見積書の徴取、予定価格調書の作成を行い複数によるチェックを行う等、適正な事務処理に努めている。

<工事に関する事項>

(平成25年度定期監査結果報告分)

1 工事発注時期について検討が必要なもの

(1) 改善を要するものの内容

同一場所で先行している地盤改良工事で、土質調査の結果、新たに地盤改良の検討が必要となり、工期が遅れる見込みとなった。しかし、後工事であるタンク築造工事の工期を調整せずに発注したため、5か月余り一時中止をし、工期が大幅に延長していた。

工事現場の状況にあった適切な工事発注時期となるよう、今後検討していただきたい。

(下水道課)

(2) 講じた改善措置の内容

前工事である基礎工事を実施する際に、土質調査や磁気探査の内容について十分に調整を行い、調査内容及びその結果を確認し、基礎工事が終了するまでの必要工期を確定した上で、後工事である上部躯体工事を発注するよう取り組んでいる。

2 安全衛生管理体制について改善を要するもの

(1) 改善を要するものの内容

ア 統括安全衛生責任者は当該場所において、その事業の実施を統括管理する者と定められているが、請負業者の代表者が選任されていた。また、元方安全衛生管理者はその事業場に専属の者を選任しなければならないが、請負業者の石垣支店の社内安全管理者が選任されていた。

(八重山土木事務所)

イ 10人以上50人未満の小規模の工事現場では、安全衛生推進者を選任しなければならないが、統括安全衛生責任者として選任していた。複数の事業者が混在せず、直営体制で行うので安全衛生推進者を選任すべきであった。

(八重山農林水産振興センター)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 請負業者に対し、統括安全衛生責任者は当該場所においてその事業を統括管理する者、元方安全衛生管理者はその事業場に専属の者を選任するように指導するとともに、安全衛生管理体制の確認・改善に努めている。

イ 請負業者に安全衛生推進者を選任するよう指導するとともに、安全衛生推進者が選任されていることを確認し、安全衛生管理体制の改善に努めている。

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成25年度財政的援助団体等監査結果報告分)

1 会計事務等に関するもの

(1) 指摘の内容

ア 会計事務等の改善を要するもの

(7) 一般財団法人沖縄県セルフセンターでは、常勤的非常勤職員へ支給する業務手当について、給与規程で定める額を下回って支給したため、36,000円が不足払いとなっていた。

(子ども生活福祉部所管)

(4) 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団では、法人市民税の申告を行っていなかったことから、過去5年分の法人市民税250,000円と延滞金28,400円の合計278,400円の不経済な支出となっていた。

(文化観光スポーツ部所管)

イ 徴収に努力を要するもの

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団では、高等学校奨学事業費補助に係る平成25年度末の収入未済額が、前年度に比べ1,483,397円増加し、10,440,649円となっていた。

また、高等学校等育英奨学事業費補助に係る平成25年度末の収入未済額が、前年度に比べ12,014,371円増加し、36,074,395円となっていた。

(教育委員会所管)

ウ 財務諸表の資産区分に誤りがあったもの

沖縄県土地開発公社では、財務諸表において、満期が決算日の翌日から1年以内に到来する定期預金12件について、流動資産に計上すべきところを固定資産として計上していた。

(土木建築部所管)

(2) 講じた改善措置の内容

ア(7) 一般財団法人沖縄県セルフセンターに対し、関係規定に沿って適切に処理するよう指導した。同団体では、不足額について平成26年10月に支給処理を行った。また、関係規定を再確認するとともに、再発防止に努めている。

(4) 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団に対し、法人市民税の申告及び減免申請を適正に行うよう指導した。同団体では、平成26年度においては、法人市民税の申告及び減免申請を行った。

イ 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に対し、徴収強化及び効率化を図るよう指導した。同団体では、高等学校奨学事業費補助について、平成26年度から債権回収業者へ委託し、徴収強化を図っている。

ウ 沖縄県土地開発公社に対し、会計規則に沿った処理をするよう指導した。同団体では、平成26年度から満期が決算日の翌日から1年以内に到来する定期預金について、流動資産として計上した。

2 雇用に係る事務に関するもの**(1) 指摘の内容**

公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団では、雇用期間に定めのある職員の雇用に関し、労働基準法等に基づく労働条件通知書の交付が行われていなかった。

(保健医療部所管)

(2) 講じた改善措置の内容

公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団に対し、労働条件通知書を交付するよう指導した。同団体では、労働基準法等に基づき労働条件通知書を交付した。

3 財産管理に関するもの**(1) 指摘の内容**

ア 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローでは、観光振興事業補助金で取得した大型プラズマディスプレイ一式(取得価格2,362,500円)について、補助金交付要綱に基づく知事の承認を受けずに処分を行っていた。

(文化観光スポーツ部所管)

イ 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団では、人材育成推進事業補助金で整備した空調機器(997,500円)について、補助金交付要綱に基づく台帳の作成及び登録を行っていなかった。

(教育委員会所管)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローに対し、文書にて補助金交付要綱を遵守するよう指導した。同団体では、現物が残っていたことから、交付要綱に基づき、知事の承認を得て廃棄した。

イ 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に対し、補助金交付要綱に基づき台帳の作成及び登録を行うよう指導し、同団体では台帳を作成した。

4 公の施設の管理に関するもの**(1) 指摘の内容**

ア 特定非営利活動法人八重山星の会では、石垣青少年の家の指定管理運営において、基本協定書第20条に基づき、消防法に規定された消防計画の変更及び消防訓練を実施していなかった。

(教育委員会所管)

イ 学校法人KBC学園では、糸満青少年の家の指定管理運営において、基本協定書第20条に基づき、消防法に規定された年2回以上の消防訓練を1回しか実施していなかった。(教育委員会所管)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 特定非営利活動法人八重山星の会に対し、協定書に基づき消防計画の変更及び消防訓練を実施するよう指導した。同団体では、消防計画の変更及び消防訓練を行った。

イ 学校法人KBC学園に対し、協定書に基づき年2回の消防訓練を行うよう指導した。同団体では、年2回の消防訓練を行った。

5 補助事業の執行に関するもの**(1) 指摘の内容**

学校法人カトリック学園に対し、私立学校運営費補助金（特別補助）25,593,000円を交付しているが、実績報告に基づく確定額25,576,743円との差額16,257円について、所管課において返納手続が行われていなかった。
(総務部所管)

(2) 講じた改善措置の内容

所管課において、平成27年3月に返納処理を行った。指摘後、課内のチェック体制を強化し、再発防止に努めている。

第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(平成22年度監査結果報告分)

1 督促状の未発出について

(1) 指摘の内容

沖縄県財務規則第50条第1項「収入徴収者は、収入金を納入期限まで完納しない者があるときは、納入期限後20日以内に督促状を発して督促するとともに滞納整理票を作成しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものが次のとおりとなっていた。

督促状は債権の履行を請求する行為であるだけでなく、時効中断の効力を有し、また、公法上の債権については延滞金の発生や滞納処分的前提要件となることから、督促状を発出する必要がある。

債権名	所管機関名
心身障害者扶養共済事業費負担金	障害保健福祉課

(2) 講じた改善措置の内容

心身障害者扶養共済事業費負担金については、加入者台帳を整備し、納入期限までに納付がない場合には督促状を発出している。

2 催告の未実施について

(1) 指摘の内容

催告を実施していないものが次のとおりとなっていた。

督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に納付を促すため、速やかに文書・電話・訪問等による催告を行う必要がある。

債権名	所管機関名
心身障害者扶養共済事業費負担金	障害保健福祉課

(2) 講じた改善措置の内容

心身障害者扶養共済事業費負担金については、督促指定期日までに納付がない場合には、電話による催告を行っている。

3 債権管理マニュアルの未策定について

(1) 指摘の内容

債権管理マニュアルを策定していないため、未収金の整理・回収の取組が不十分なものが次のとおりあった。債権管理マニュアルを策定して、債権を適正に管理する必要がある。

債権名	所管機関名
県営住宅損害賠償金	住宅課

(2) 講じた改善措置の内容

県営住宅損害賠償金の債権管理については、「県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱」を準用し、回収可能な債権と回収困難な債権の整理を進め、回収困難な債権については不納欠損処理を行った。

(平成23年度監査結果報告分)

1 領収証の取扱いについて

(1) 指摘の内容

不特定多数の地域住民等に対する即売に該当しないのに、4機関においては領収証の交付を省略していた。

領収証は、金銭の授受を確認する重要な証拠書類であることから、今後は、財務規則等に基づき、適正に取り扱う必要がある。

(2) 講じた改善措置の内容

不特定多数の地域住民等に対する即売に該当しないものについては、沖縄県財務規則に基づき、領収証を交付している。

(平成25年度監査結果報告分)

1 安全運転管理について

(1) 指摘の内容

安全運転管理者及び副安全運転管理者は、道路交通法第74条の3に基づき選任する必要があり、運転者に対して安全な運転を確保するため必要な指示を与えるなど、重要な役割を担っている。

平成25年10月31日現在、安全運転管理者については、12機関において選任及び届出の手続が行われていない。また副安全運転管理者については、2機関において選任及び届出の手続が行われていない。適切に対応していただきたい。

- ・安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関
農林水産部：営農支援課、森林緑地課、八重山農林水産振興センター家畜保健衛生課
土木建築部：下水道管理事務所
- ・副安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関
農林水産部：農業大学校

(2) 講じた改善措置の内容

- ・安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関
安全運転管理者の選任及び届出の手続を完了している。
- ・副安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関
副安全運転管理者の選任及び届出の手続を完了している。

(平成26年度行政監査結果報告分)

1 重要備品の遊休化

(1) 指摘の内容

利用記録簿がなく、全く利用されていない機関は5機関で件数が10件あり、その理由、機関及び件数は次のとおりである。

新機種の導入、老朽化、事業終了により利用されなくなったものは、再利用や処分について検討を行い、適切な管理に努めていただきたい。

- ・研修用パソコンの老朽化により利用されていない機関
教育庁 県立総合教育センター 3件

(2) 講じた改善措置の内容

耐用年数を超え、新機種を導入したことから、廃棄処分を行った。

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第7号

収用しようとする土地 宮古島市伊良部字池間添長山1089番4

土地所有者 新川サダ子 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市伊良部字前里添246番地

土地所有者 新川満子 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市伊良部字前里添246番地

土地所有者 濱川幸子 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市伊良部字前里添167番地2

土地所有者 濱川和江 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市伊良部字前里添167番地2

土地所有者 與那城善徳 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市伊良部字前里添58番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

県道平良下地島空港線改築工事裁決申請等事件に係る平成27年5月14日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成27年6月29日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成27年6月9日

沖縄県収用委員会

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
--	--